

一般財団法人 大阪府消防防災協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人大阪府消防防災協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消防用設備等の設置、改修及び保守管理の完全かつ円滑な実施に資するとともに、消防設備士、消防設備点検資格者、その他消防設備関係業務及び防火防災関係業務に携わる者の健全な育成を図ることにより、府民の生命、財産等を火災等の災害から保護し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防用設備等の適正な設置及び維持管理に関する普及啓発に関する事業
- (2) 防火防災に関する普及啓発に関する事業
- (3) 消防用設備の工事、整備及び保守管理等の業務（以下「消防設備業務」という。）を営む者の登録に関する事業
- (4) 消防用設備業務に携わる者の指導育成に関する事業
- (5) 防火防災に携わる者の指導育成に関する事業
- (6) 消防用設備等の設置及び維持管理関係並びに防火防災に関するデータの収集及び分析に関する事業
- (7) 消防用設備及び防火防災関係の諸情報の収集及び提供に関する事業
- (8) 関係行政庁及び関係団体との連絡調整に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は大阪府内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理)

第6条 この法人の財産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、あるいは国公債若しくは確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員25名以上40名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第 13 条 評議員に対する報酬は、無報酬とする。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員のうち、1 名を評議員会長、1 名を評議員副会長とする。
- 3 評議員会長及び評議員副会長は、評議員会で選任する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。(い)

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

- 2 評議員会長が欠けたとき又は評議員会長に事故があるときは、評議員副会長がこれに当たる。

(議決)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事及び監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事及び監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 評議員会議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名、捺印する。

(評議員会運営細則)

第21条 評議員会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営細則による。

第6章 役員

(役員)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事20名以上30名以内
- (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち理事長を1名、副理事長を3名以内とし、常務理事を1名とする。(あ)
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事及び常勤の理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、常務理事及び常勤の理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事のうち理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、この法人を代表し業務を執行する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐して、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長の定める順序によりその職務を代行する。
- 4 常務理事及び常勤の理事は、理事長を補佐してこの法人の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長、常務理事及び常勤の理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人にたいして事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 その他法令で定めるところにより、監事の職務を執行する。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。(あ)
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(顧問及び参与)

第29条 この法人に顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与の任期については、理事長が別に定める。
- 4 顧問は、この法人の業務に関する重要な事項について、理事長からの相談に応じ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 参与は、理事会の諮問に応じて、第4条に定める事業について調査研究し、助言することができる。

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、常務理事及び常勤の理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名した副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

ただし、理事長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事長が指名した副理事長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び副理事長並びに監事は、前項の議事録に署名、捺印する。

(理事会運営細則)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営細則による。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 38 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その

他の法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

第 39 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 会 員

(会員)

第 42 条 この法人の行う事業の円滑化をはかるため、この法人に次の会員を置くことができる。

- (1) 維持会員 消防設備関係業務を営む者
- (2) 賛助会員 協会の目的に賛同する者

(入会及び退会)

第 43 条 この法人の会員になろうとする者は、文書で理事長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、死亡した会員の相続人が引き続き会員になろうとするときは、届け出るだけで足りる。

- 2 会員は退会しようとするときは、文書で理事長に届け出なければならない。
- 3 会員が死亡したとき又は解散したときは、退会したものとみなす。
- 4 入会及び退会に関する詳細は、前各項によるほか、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(除名)

第 44 条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会において出席理事の 3 分の 2 以上の決議により除名することができる。

- (1) 負担金又は賛助会費を 1 年以上納入しないとき。
- (2) この法人の名誉をき損、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(負担金及び賛助会費)

第 45 条 維持会員は、入会に際し入会負担金を納入しなければならない。

- 2 維持会員は、入会后維持負担金を、賛助会員は賛助会費を納入しなければならない。

3 前 2 項の負担金及び賛助会費の金額及び納入方法は、理事長が理事会の決議を得て別に定める。

(抛出金品の不返還)

第 46 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した負担金及び賛助会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 11 章 補 則

(委員会及び委員)

第 47 条 この法人は、理事会の決議により、専門事項等を調査審議するための委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の決議を得て理事長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

4 委員会は、法令及びこの定款で定める評議員会及び理事会の権限を制約する運営を行うことはできない。

(事務局)

第 48 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第 49 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認可及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 事業報告書及び計算書類等
- (7) 監査報告
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

(委任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の

日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
 - 理事長 尾山 和男
 - 副理事長 西野 正則
 - 副理事長 辻 薫
 - 副理事長 橋詰 源治
- 4 この法人の最初の評議員は、別添 1 に掲げる者とする。
- 5 この法人は、旧財団法人大阪府消防設備協会から継続される法人である。

附則 平成 27 年 5 月 27 日 (あ)

この定款の一部改正規定は、交付の日から施行する。

ただし、第 26 条第 2 項の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 平成 28 年 3 月 29 日 (い)

この定款の一部改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 基本財産

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記の前日に基本財産として保有していた財産。

みずほ銀行天満橋支店 1 年定期

1, 0 0 0 万円

別添 1

附則 4 で定める最初の評議員は、次に掲げる者とする。

中	井	一
高	山	泰典
國	武	一紀
林		茂典
井	本	勝久
新	舎	洋
丸	谷	健一
奥	野	道美
小	林	惇三
田	内	峰男
山	本	昌弘
木	村	之彦
乾		克己
松	本	幸弘
根	来	元一郎
喜	多	理介
大	森	勉隆
森		義弘
麻	植	英男
西	浦	壽雄
青	木	一夫
八	木	昭博
池	澤	澄明
山之	内	澄彰
山	口	和幸
根	本	茂善
吉	田	達良
大	川	剛士
澤	村	政志
清	王	

計 30名